

## 市有林森林整備事業仕様書

本事業は、設計図書、上小森林認証協議会 SGEC 森林管理マニュアル、長野県林業土木工事共通仕様書（森林整備）、治山林道必携（治山工事標準仕様書）等によるほか、この仕様書により施工してください。

施工計画書、現場管理、しゅん工書類等の提出書類については、県治山事業と同様とします。

1. 事業名：令和 7 年度 市有林森林整備事業業務委託（運材・地拵・植栽）
2. 事業箇所：上田市真田町長（高寺市有林）  
運材・造材  $V=100\text{ m}^3$  地拵  $A=5.14\text{ha}$  植栽  $A=5.0\text{ha}$  カラマツ  $N=12,300$  本
3. 積算条件表：別紙参照
4. 施業期間：契約日から令和 7 年 11 月 28 日まで
5. 運材に関する仕様
  - (1) 事業箇所に主伐後の材が一部残っているため、造材・運材をしてください。
  - (2) 材の運搬は、A 材 B 材を東信木材センターへ、C 材 D 材を東御市羽毛山にあるバイオマス発電施設に搬出してください。トラック運搬の際は過積載のないよう十分注意してください。なお、搬出木材量の増減については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。
  - (3) 搬出にあたっては林道・施設等に損傷を与えないよう注意し必要に応じて措置を講ずることとしてください。なお、搬出等の際に道路の通行規制を行う場合、受注者が道路管理者に対し許可申請を行い、使用した道路等の破損、土砂流出等については、受注者の責任において現状復旧、清掃等を行ってください。また、林道及び法面等についても同様とし、落石、土砂撤去、補修及び除雪等は受注者が行ってください。
6. 地拵に関する仕様
  - (1) 集積筋の方向は等高線沿いとしてください。岩石地、せき悪地、湿地、崩壊地等で等高線沿いに集積できない場合は発注者と協議することとします
  - (2) 集積高は 1.5m を限度としてください。
  - (3) 集積物の転落防止のため、杭の打設を行うなどの措置を行ってください。

- (4) 集積間隔は植栽列 2 列以上になるようにしてください。(水平距離 4m から 6m)
- (5) 現地に枝条が多い場合は、開設した作業道上の山側に整理集積することも可とします。(徒歩での通行幅は確保しておくこと)

## 7. 植栽に関する仕様

- (1) 植栽は植栽密度を高(3,000/ha)、中(2,300/ha)、低(2,000/ha)の3ブロックに分け植栽します。苗種はコンテナ苗のみ植栽してください。植え付け配列は、植栽密度高(3,000/ha)については列間・苗間を水平距離 1.8m~1.85m程度、中(2,300/ha)は2m程度、低(2,000/ha)は2.2m程度の正方形を基本とし、岩石の露出等で所定位置に植栽できない場合は等高線方向あるいは上下方向のいずれかに移動して、所定の本数を植付けてください。また、各苗木はピクテプ®を巻く等し、下刈り時に誤伐されないよう対策を講じてください。
- (2) 植栽時期については秋植を予定しています。苗木の確保については発注者の指示に従ってください。
- (3) 植栽密度を極端に分けた植栽試験地を設定します。コンテナ苗と裸苗を植えてください。詳細については発注者の指示に従ってください。
- (4) 植付けに際し、次の事項に注意して作業してください。
  - ① 苗木を植え終わったら、地際より苗木の周囲がいくぶん高くなるよう踏み固め、その上に乾燥を防ぐため落葉、落枝を被せてください。
  - ② 日光の直射が強い日及び強風の際の植付けはなるべく避けるものとし、やむを得ず実施する場合は、苗木、植穴、覆土等を乾燥させないように特に注意してください。
  - ③ 植栽木が工事目的物引渡し後1年以内に活着率80%未満(確実に枯損すると想定されるもの及び活着率80%以上であっても事業目的の機能に支障を及ぼす場合を含む)となった場合、又は枯損及び形態不良(枯損が樹冠部のおおむね1/3以上となった場合、又は通直な主幹をもつ樹木については樹高のおおむね1/3以上の主幹が枯損した場合、又は確実に上記と同様の状態になると想定されるもの)となった場合、受注者は当初植栽した樹木と同等以上の規格のものに植え変え。

## 8. 安全の確保

- (1) 事業の実施にあたっては、労働基準法、労働安全衛生法並びにこれらに基づく法令、規則、通達及びチェーンソーによる振動障害防止措置に関する通達を遵守するとともに、作業従事者等が労働災害補償保険等に参加していることを確認してください。
- (2) 現場代理人(専門技術者)は現場に常駐し、運営、取締りを行うとともに、発注者との連絡に支障をきたさないようにしてください。

- (3) 受注者が下請契約を締結した場合、契約金額、内容にかかわらず下請人通知を提出してください。なお、この通知の提出により一括下請を認めるものではありません。

## 7. 提出書類

- (1) 工程表（週休二日制とわかるようにすること）・着手届・現場代理人及び主任技術者届（契約締結後速やかに）
- (2) 完了届・作業記録（週休二日制とわかるようにすること）（事業完了後速やかに）
- (3) 搬出材積集計表等（搬出本数、材積がわかるもの）
- (4) 手地拵・機械地拵別測量図
- (5) 苗木納品状況の写真
- (6) 長野県種苗組合の格付証（荷札）
- (7) 植栽後の完了プロット野帳、位置図
- (8) 実施状況写真  
施業前後の全景、設計書記載の施業内容、管理プロット状況写真等数枚ずつ。
- (9) その他、発注者が必要と認める資料等

## 8. 工期関係

- (1) 工期
  - ① 工期は雨天・休日等を見込み、令和7年11月28日までとする。
  - ② なお、休日等には、日曜日・祝日、夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を含んでいる。
- (2) 週休2日業務（月単位）
  - ① 本業務は、週休2日業務（発注者指定方式）の対象業務です。  
月単位の週休2日（4週8休以上）となるように現場閉所等を設定し、作業計画書に記載すること。月ごとの現場閉所等の設定日数は、暦上の土・日曜日の合計日数以上とする。  
作業計画書に従い、現場閉所等を実施すること。  
作業計画書に記載した現場閉所等を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ること。  
掲示板を作成し、週休2日を実施する作業である旨を公衆の見やすい場所に明示すること。  
現場閉所等の実施状況で、月単位の週休2日の現場閉所率等が28.5%に満たない場合は、補正分が変更対象となる。  
週休2日の対象外とする作業と期間は、次のとおりである。

| 作業     | 期間   | 備考 |
|--------|------|----|
| 年末年始   | 6 日間 |    |
| 準備・片付け | 作業期間 |    |

## 9. その他注意事項

- (1) 受注者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、遅滞なくその状況を発注者に報告してください。
- (2) 受注者は、事業実施に影響を及ぼす事故、人命に損傷を生じた事故、第三者に損害を与えた事故等が発生した場合は、遅滞なくその状況を発注者に報告してください。
- (3) 通行人、通行車両等に対する安全管理、注意喚起について万全を期してください。
- (4) 受注者は、事業実施にあたり、既設構造物等に支障を及ぼさないよう必要な措置を講じてください。既設構造物等に損傷を与えるか、やむを得ず一時除去する必要等が生じた場合は、発注者に報告のうえ、既設構造物等の管理者の承諾を受けて適切な措置を講じてください。
- (5) 受注者は、事業実施により発生したごみ等を林内に放置せず持ち帰るとともに、火災予防に万全な措置をしてください。
- (6) 受注者は、契約にあたり業務完了保証人を選定してください。
- (7) 夏季における猛暑日などの過酷な環境下（炎天下や高温多湿場所）での作業による熱中症の発生が懸念される場合は、熱中症対策を講じてください。
- (8) 週休二日制での作業工程を組み、週休二日とわかるような書類を提出してください。
- (9) この仕様書及び契約書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定するものとします。